

平成27年度遠野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度遠野市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 上水道事業

(1) 給水戸数	7,300戸
(2) 年間総給水量	1,716,800m ³
(3) 一日平均給水量	4,704m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 営業設備事業	117,300千円
イ 配水設備事業	1,257千円
ウ 配水設備改良事業	69,600千円

2 簡易水道事業

(1) 給水戸数	2,130戸
(2) 年間総給水量	447,800m ³
(3) 一日平均給水量	1,227m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 営業設備事業	279,570千円
イ 配水設備事業	1,192千円
ウ 配水設備改良事業	258,600千円

3 受託小規模給水事業

(1) 給水戸数	121戸
(2) 年間総給水量	22,000m ³
(3) 一日平均給水量	60m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 上水道事業収益	548,820千円
第1項 営業収益	471,669千円
第2項 営業外収益	77,147千円
第3項 特別利益	4千円
第2款 簡易水道事業収益	229,452千円
第1項 営業収益	126,082千円
第2項 営業外収益	103,362千円
第3項 特別利益	8千円
第3款 受託小規模給水事業収益	14,025千円
第1項 営業収益	14,025千円

	支	出
第1款 上水道事業費用		371,517千円
第1項 営業費用		345,288千円
第2項 営業外費用		26,109千円
第3項 特別損失		120千円
第2款 簡易水道事業費用		251,453千円
第1項 営業費用		201,767千円
第2項 営業外費用		49,643千円
第3項 特別損失		43千円
第3款 受託小規模給水事業費用		26,038千円
第1項 営業費用		26,038千円
第4款 予備費		1,000千円
第1項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 343,999千円は、当年度分損益勘定留保資金 216,336千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,357千円及び減債積立金73,306千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 上水道事業資本的収入		132,760千円
第1項 他会計負担金		1,257千円
第2項 工事負担金		1千円
第3項 国庫補助金		1千円
第4項 企業債		121,900千円
第5項 他会計出資金		9,600千円
第6項 他会計補助金		1千円
第2款 簡易水道事業資本的収入		441,733千円
第1項 他会計負担金		1,193千円
第2項 工事負担金		2千円
第3項 国庫補助金		118,153千円
第4項 企業債		258,700千円
第5項 他会計出資金		63,683千円
第6項 他会計補助金		2千円

	支	出
第1款 上水道事業資本的支出		245,459千円
第1項 建設改良費		188,157千円
第2項 企業債償還金		57,302千円
第2款 簡易水道事業資本的支出		673,033千円
第1項 建設改良費		545,662千円

第2項 企業債償還金

127,371千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第1表企業債」のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 61,582千円

(2) 交際費 10千円

(他会計からの補助金)

第8条 高料金対策に要する経費として遠野市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、99,653千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成27年2月27日提出

遠野市長 本田敏秋

第1表 企業債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道電気機械設備改良事業	92,200 千円	普通貸借	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定することによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
上水道配水設備改良事業	29,900	同上	同上	同上
簡易水道電気機械設備改良事業	154,400	同上	同上	同上
簡易水道配水設備改良事業	104,300	同上	同上	同上



遠野市議会議長 新田勝見

